

国空予管第497号
国空技企第51号
平成20年9月10日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

工事標準請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

工事標準請負契約書（「工事標準請負契約書の制定について」（平成8年3月19日付け空経第212号））第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事標準請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け国空予管第281号、国空建第38号。以下「運用通達」という。）に定めたところであるが、その後の経済情勢を鑑みると、地域や工事の内容によっては、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められる。このため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、取扱に遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知するとともに、本通達に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に本省担当課と協議されたい。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成20年9月10日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとする。